

危険物安全週間

「事故ゼロへ トライ重ねる」

ワンチーム

6月6日(日)～12日(土)は危険物安全週間です。ガソリンや灯油などの危険物を保管するとき、それぞれの合計が指定数量の5分の1以上となる場合は、消防法や市火災予防条例によりさまざまな規制がかかりますので、ご注意ください。危険物は保管量に関わらず、直射日光の当たる場所や高温になる場所は避けて保管してください。

また、ホームタンクからの灯油の流出事故が増えています。火災発生に繋がる危険があるので、ホームタンクは定期的に点検しましょう。

消防本部総務G

(☎9611)

介護予防の実態調査を行います

今年度80歳になる方を対象に、健康状態や日常生活の様子についての調査を行います。

市地域包括支援センターの職員がご自宅を訪問しますので、

ご協力をお願いします。

対象 昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれの方で、介護保険の認定を受けていない方

健康長寿G (☎571075)

『北海道苦情審査委員制度』をご存じですか

北海道が行った業務や制度の内容について、自身の利害に関わる苦情がある場合は、苦情審査委員に申し立てができ、同委員が公正な立場から審査を行います。

※申し立ての方法など詳しくは

耐震診断の補助金制度をご利用ください



木造住宅や一定規模の建築物の耐震診断にかかる費用の一部を補助します。

申込方法 建築住宅グループに備え付けの意向確認書に必要事項を記入し、図面などを持参の上、8月31日(火)までに建築住宅グループ※申し込み多数の場合は選考を行います。

◎木造住宅

主な条件

- ・一戸建て住宅または併用住宅であること
- ・地上2階建て以下の在来軸組工法であること
- ・所有者が居住する住宅であること
- ・昭和56年5月31日以前に着工した住宅であること
- ・建築基準法その他の関係法令に違反がないこと
- ・市税の滞納がないこと
- ・暴力団員、暴力団関係事業者でないこと

補助額

補助対象費用の3分の2 (上限5万円)
 ※2階建て以下で延床面積が500平方メートル以下の住宅は、北海道の無料耐震診断の対象となることがあります。詳しくは、胆振総合振興局(☎249594)に問い合わせください。

◎一定規模の建築物

主な条件

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律で定める特定既存耐震不適格建築物であること
- ・昭和56年5月31日以前に着工した建築物であること
- ・建築基準法その他関係法令に違反がないこと
- ・市税の滞納がないこと
- ・暴力団員、暴力団関係事業者でないこと

補助額

補助対象費用の3分の2 (上限200万円)

問い合わせ 建築住宅グループ (☎54399)



お問い合わせください。

北海道総合政策部知事室道政相談センター (☎011-204-5523)

募集や試験など



『通所型サービスB』を実施する法人を募集します

『通所型サービスB』は、介護保険加入者のうち一定の要件を満たす方が利用できる日常生活での支援や介護予防事業の一つで、利用者に対し、介護予防

に役立つ30分以上の体操や施設までの送迎、交流の場などを提供します。

市は、事業にかかると活動費などの一部を補助します。



※詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。

申込期限 6月30日(水)

高齢・介護G

(☎5720)

市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員

対象 市の国民健康保険に加入している昭和22年7月2日～

昭和54年4月1日に生まれた方

定員 1人
 任期 8月1日(日)～令和4年6月30日(木)

※再任の可能性があります。

活動内容 年3回程度の会議への出席、国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議など

申込方法 国民健康保険についての意見を800字以内のレポートにまとめ、住所、氏名、生年月日、職業、電話番号を記入し、6月30日(水)までに提出

国民健康保険G (☎51771)